

國際的發展は、實に可憐なる無産労働婦人の過去幾百萬人の血涙の結晶である。無自覺幼少な婦人労働者は、巧妙精緻なる資本家の搾取方法にしめつけられて、骨をけづり血をたらしつゝ酷使に喘へいで來たのである。寄宿舎制度の如き、彼等の搾取を便にするその一つの制度に他ならない。そこに見出さるゝものは何か、粗悪なる事囚人の食事よりもおとる食物である。寒暑に對する何等設備なき豚小屋である。外出の制限は個人の意志を絶対に蹂躪して省みない。其他寢具、病室、洗面所、便所、洗濯場の不完全極まる寄宿式の部屋が、はたして一日の労働に疲れたる體に充分なる慰安と休息を與へうるであらうか。斷然否である。その上無理解且つ官僚式な舍監の監視と、寄宿舎を修養團の巢窟化せんとする會社の策動は寄宿舎生活者の精神的苦痛の最大なものである。遠く故郷を離れて、無味乾燥なる寄宿舎に、直接全生活を托してゐる労働婦人が、身をもつて痛切に要求してゐるこの寄宿舎制度の改廢は毎年の労働組合大會に依りて叫ばれてゐるが、今後一層の猛運動の下にこれが實現を期して止まぬ。

#### 實行方法

- 一、食事の改善。
- 二、外出歸休の自由。
- 三、娯樂の設備。
- 四、病室の完備。
- 五、寄宿式を家庭式に改める事。
- 六、毎年二回の寢具の手入れ。
- 七、部屋長の公選。
- 八、洗面所、洗濯場、風呂場、便所の完備。

保土ヶ谷支部提出

説明 荒木三男三郎

#### 理由

労働組合法の制定は今や社會の輿論である。資本家の傀儡である、民政党内閣も假令、骨抜法案であつたとは云へ、五十九議會に提出しなければならなかつた程、その必要に迫られてゐるのである。

然し我々の主張する労働組合法は、民政党内閣が立案したるが如き反動的な資本家本位の労働組合法ではない。左の如き要綱を含む自主的なものであり、又完全なものでなければならぬ。

#### 要綱

- 一、組合聯合體を法認する事。
- 二、組合員の制限を廢し同一又は類似の職業及産業に限定せざる事。
- 三、團體協約權を確認する事。
- 四、法人たる事は自由とする事。
- 五、労働組合はその運動に依り、雇傭者に生じたる損害の賠償責任なき事。
- 六、團結の自由を拘束妨害する、資本家の行爲を犯罪として嚴罰する事。
- 七、組合員にして組合に對し契約を履行せざる場合は民事上の責任を課する事。
- 八、軍人、軍屬、官公營従業員の組合加入を自由とする事。
- 九、會議の決議の取消し或は規約の變更、又は組合の解散、その他一切の處分は、裁判の判決を以てすべき事。